

令和6年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月25日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,550名（製造委託等^{（注1）}2,609名、役務委託等^{（注2）}1,941名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者9,645名（製造委託等5,789名、役務委託等3,856名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	北海道	全国	北海道
令和6年度		90,000	4,550	330,000	9,645
	製造委託等	53,144	2,609	214,316	5,789
	役務委託等	36,856	1,941	115,684	3,856
令和5年度		80,000	4,128	330,000	8,910
	製造委託等	46,900	2,495	199,138	4,446
	役務委託等	33,100	1,633	130,862	4,464
令和4年度		70,000	3,225	300,000	7,745
	製造委託等	37,993	1,810	176,799	3,899
	役務委託等	32,007	1,415	123,201	3,846

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は261件（製造委託等170件、役務委託等91件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが260件（製造委託等170件、役務委託等90件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（役務提供委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は 261 件（製造委託等 171 件、役務委託等 90 件）であり、いずれも下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が 1 件（製造委託 1 件）、指導が 260 件（製造委託等 170 件、役務委託等 90 件）である。

勧告事件の概要は別紙 1、指導を行った主な事件の概要は別紙 2 のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		定期 調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和 6 年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	北海道	260	1	0	261	1	260	261	0	261
	製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
	北海道	170	0	0	170	1	170	171	0	171
	役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
	北海道	90	1	0	91	0	90	90	0	90
令和 5 年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	北海道	258	1	0	259	0	258	258	2	260
	製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	北海道	176	1	0	177	0	176	176	1	177
	役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	北海道	82	0	0	82	0	82	82	1	83
令和 4 年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	北海道	256	3	0	259	0	256	256	3	259
	製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	北海道	136	1	0	137	0	138	138	0	138
	役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	北海道	120	2	0	122	0	118	118	3	121

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第 3 表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で 445 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 295 件、役務委託等に係るものが 150 件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第 3 条又は第 5 条違反）は

255 件（類型別件数の合計の 57.3%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 175 件、役務委託等に係るものが 80 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第 4 条違反）は 190 件（類型別件数の合計の 42.7%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 92 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 48.4%）、②下請代金の減額が 50 件（同 26.3%）、③買ったたきが 24 件（同 12.6%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 120 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 54 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 45.0%）、②下請代金の減額が 35 件（同 29.2%）、③買ったたきが 11 件（同 9.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 70 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 38 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 54.3%）、②下請代金の減額が 15 件（同 21.4%）、③買ったたきが 13 件（同 18.6%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

		手続規定違反				実体規定違反												合計	
		書面 交付 義務	書類 保存 義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買いた たき	購入 等強制	早期 決済	割引 困難 手形	利益 提供 要請	やり 直し 等	報復 措置	小計		
令和 6 年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	北海道	212	43	0	255	1	92	50	0	24	1	2	7	10	3	0	190	445	
	製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
		北海道	146	29	0	175	1	54	35	0	11	1	2	6	9	1	0	120	295
	役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
		北海道	66	14	0	80	0	38	15	0	13	0	0	1	1	2	0	70	150
令和 5 年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	北海道	211	28	0	239	2	94	28	2	21	1	2	3	3	3	0	159	398	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		北海道	151	18	0	169	2	57	23	2	15	1	2	3	3	1	0	109	278
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		北海道	60	10	0	70	0	37	5	0	6	0	0	0	0	2	0	50	120
令和 4 年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	北海道	193	24	0	217	0	86	50	1	26	1	1	5	1	1	0	172	389	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		北海道	107	16	0	123	0	45	29	1	13	1	0	2	0	1	0	92	215
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		北海道	86	8	0	94	0	41	21	0	13	0	1	3	1	0	0	80	174

（注 1）1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注 2）書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者4名^(注1)から、下請事業者70名^(注1)に対し、遅延利息の支払等、総額2587万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者43名に対し、50万円の遅延利息等が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	北海道	3名	43名	50万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	北海道	3名	79名	1329万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	北海道	3名	161名	10万円

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者27名に対し、2537万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	北海道	1名	27名	2537万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	北海道	1名	45名	858万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	北海道	4名	1,647名	431万円

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、北海道事務所では、対面方式で1回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、北海道事務所では、366件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

令和6年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、北海道事務所では、事業者団体等へ13回出講を実施した。

令和 6 年度における勧告事件（1 件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の小売業 (R6.5.22 勧告)	生活協同組合コープさっぽろは、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「月次リベート」の額（令和 3 年 8 月から令和 6 年 4 月まで） イ 「システム利用料」の額（令和 4 年 7 月から令和 6 年 4 月まで） ウ 「協賛金年契リベート」の額（令和 3 年 10 月から令和 6 年 4 月まで） エ 「達成割戻金」の額（令和 4 年 5 月） オ 「支払通知作成料」の額（令和 3 年 8 月から令和 6 年 4 月まで） 減額金額は、下請事業者 27 名に対し、総額 2537 万 4079 円であり、生活協同組合コープさっぽろは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）

令和 6 年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第 3 条）

- システムの保守管理を下請事業者へ委託している A 社は、下請事業者に対し、発注時に交付する発注内容等を記載した書面とは別に、下請代金の支払方法等について記載した書面を交付しているところ、これらの書面について、相互の関連付けを行っていなかった。

2 下請代金の支払遅延の禁止（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① マンション管理業務を下請事業者へ委託している B 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② コンサルタント業務を下請事業者へ委託している C 社は、自社の顧客からの支払が年に 2 回の特定日に行われることを理由に、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 食料品等の製造を下請事業者へ委託している D 社は、毎月 20 日締切、締切後 40 日支払の支払制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ コンクリート製品の製造を下請事業者へ委託している E 社は、毎月 20 日締切、翌月 20 日支払の制度を採っていたところ、下請事業者に対し、支払期日以降に手形を郵送していたため、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額の禁止（第 4 条第 1 項第 3 号）

- 観光土産品の製造を下請事業者へ委託している F 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。また、自社が金融機関に実際に支払う振込手数料の額を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 買いたたきの禁止（第 4 条第 1 項第 5 号）

- 環境調査等を下請事業者へ委託している G 社は、下請事業者のエネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格交渉の場において明示的に協議することなく、一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。

5 割引困難な手形の交付の禁止（第 4 条第 2 項第 2 号）

- 観光土産品の製造を下請事業者へ委託している H 社は、下請事業者に対し、手形期間が 60 日を超える手形を交付していた。

6 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第4号）

- コンクリート製品の製造を下請事業者に委託している I 社は、下請代金を手形で支払う際に、当該手形の郵送料に相当する額の金券類を下請事業者を提供させていた。